

NPO 法人生体機能探査推進機構 研究雑誌規程

制定：令和元年5月29日
改定：令和元年9月3日
改定：令和2年10月11日
改定：令和8年4月1日

(全般事項)

- 第1条 NPO 法人生体機能探査推進機構（以下、「本法人」という。）の研究雑誌の名称及び略称、それぞれの研究雑誌の目的、言語、掲載論文種別について、別表1に定める。
- 1 研究雑誌に掲載する原稿は、新しい知見を想像するもので、他誌に投稿中、印刷中等の論文は受け付けられない。
 - 2 本法人の研究雑誌に掲載する論文は、英文又は和文で、その掲載論文種別について、それぞれ別表2に定める。

(倫理的配慮並びに個人情報保護)

- 第2条 本法人の研究雑誌に関する倫理的配慮ならびに個人情報保護について、以下に定める。
- 1 ヒトを対象とした研究については、ヘルシンキ宣言の精神に基づいていること。
 - 2 研究については、倫理的な配慮がなされていることを言及すること。所属機関の倫理委員会もしくは、それに準ずる機関の承認を得ていることが望ましい。
 - 3 症例の記述等については、個人情報保護に十分に配慮し、論文掲載の同意は、その旨を論文中に記載すること。

(一般事項)

- 第3条 研究雑誌の一般事項について、以下に定める。
- (1) 原稿には表題、氏名、所属とその連絡先住所（E-mail 含）を記載し、英語表記を付けること。
 - (2) 原著及び研究報告については、抄録（英文 75words 以内と和文 200 字以内）をつけること。
 - (3) 原稿と同じ言語の Key words を 3 つ付けること。
 - (4) 和文の場合、外国の人名や専門用語等は日本語を用い、必要な場合は（ ）内に原語を示すこと。
 - (5) 図表等は、そのまま印刷できる高解像なものを添付し、本文中に挿入箇所を指定すること。
 - (6) 文献引用は、本文中の引用箇所の右肩に番号を記載し、末尾に下記要領で一覧を付すこと。著者氏名は最初の 2 名までとし、それ以上の場合は、“他”（邦文）もしくは、“et al”（英文）とする。以下に例を示す。
 - ・雑誌 著者、題名、誌名、巻数：始頁－終頁、西暦発行年
 - ・単行本 著者、書名、発行元、始頁－終頁、西暦発行年
 - ・U R L 題名、URL、情報取得年月日
 - (6) 本法人の研究雑誌は電子雑誌として発行する。

(投稿)

- 第4条 研究雑誌への投稿にあたっては、原則 BF0 の推薦があることが望ましいが、原稿の採否は理事会で決定する。また、加筆・削除等を指示することがある。
- 2 掲載論文の著作権ならびに複写権は、本法人に帰属する。
 - 3 原稿は、原則、本法人あてに電子データで送付すること。

(査読)

- 第5条 研究雑誌の査読については、別途定める規定に従う。

(掲載料金)

- 第6条 論文掲載に関する基本掲載料金を以下のように定める。ただし、理事会による決議によって定めることがある。
- (1) 規定項数まで 20,000 円、超過分に関しては 1 項あたり 5,000 円。
 - (2) 本法人主催の会議・研究会等で発表された内容については、規定項数まで 5,000 円とする。
 - (3) 著者に本法人の会員が含まれる場合においては、規程項数まで 5,000 円、超過分に関しては 1 項あたり 1,000 円。

(補則)

- 第7条 その他研究雑誌について必要な事項は、別途理事会が定めることとする。
- 2 本規程の改正については、理事会の議決のもと、理事長の承認を得ることとする。

附則

- 1 本規程は、NPO 法人生体機能探査推進機構の成立の日から施行する。
- 2 本規程は、令和元年9月3日から施行する。
- 3 本規程は、令和2年10月11日から施行する。
- 4 本規定は、令和8年4月1日から施行する。

【別表 1】

	名称	略称	目的	言語	掲載種別
1	Journal of Biofunctional Finding	JBFF	医学や看護学、工学、理学など学際的な観点から、生体機能についての優れた研究を探査、推進し、人々の生活の質の向上及び公共の福祉に寄与するため、論文を広く掲載するものとする。	英文 和文	原著 研究報告 その他
2	The Humanic Science Abstract	HSA	ヒトに関連する優れた研究を科学し、人々の生活に寄与する論文を広く速報性をもって掲載するものとする。	英文 和文	速報 その他

【別表 2】

論文種別	基準	書式 (英文)	書式 (和文)
原著 Original Article	新規性が求められる論文。	2,000 単語以上 3,000 単語以内 (A4 用紙 4~6 枚) 記述はシングルスペース	4,800 字以上 7,200 字以内 (A4 用紙 4~6 枚)
研究報告 Short Paper	原著ほどの新規性は求められないが、今後の研究を積み重ねるうえで重要な調査や報告など含んでいると考えられる論文。	2,000 単語以上 3,000 単語以内 (A4 用紙 4~6 枚) 記述はシングルスペース	4,800 字以上 7,200 字以内 (A4 用紙 4~6 枚)
速報 Letter	速報性が高く、新規性が求められる論文。	500 単語以上 2,000 単語以内 (A4 用紙 1~4 枚) 記述はシングルスペース	1,200 字以上 4,800 字以内 (A4 用紙 1~4 枚)
その他 Short Note	新規性や客観性が原著や研究報告ほど高くないが、非常に有効な内容が見られる論文。	500 単語以上 2,000 単語以内 (A4 用紙 1~4 枚) 記述はシングルスペース	1,200 字以上 4,800 字以内 (A4 用紙 1~4 枚)

注 1) 英文 : A4 用紙 1 枚あたり 500 単語程度 / 和文 : A4 用紙 1 枚あたり 1,200 字程度

注 2) 英文 : 図表 1 点あたり 165 単語相当 / 和文 : 図表 1 点あたり 400 字相当

注 3) 必ずページ番号を付すこと。

NPO 法人生体機能探査推進機構 研究雑誌査読規程

制定：令和元年5月29日

改定：令和2年10月11日

(目的)

第1条 この規程は、NPO 法人生体機能探査推進機構（以下、「本法人」という。）の研究雑誌規程に定める研究雑誌（以下、「研究雑誌」という。）における査読の基準を明確にし、投稿者と査読者が論文に対して共通の認識を持つことで、速やかな査読と公平さを担保することを目的とする。

(査読組織)

第2条 研究雑誌の査読にあたって研究雑誌査読委員会（以下、「本委員会」という。）を理事会内に設置し、理事長が委員長としてその統括にあたる。

2 委員は、理事会が指名し、総数は3名とする。任期は3年とするが、再任は妨げない。

3 査読者選定について、論文等を本法人が受理したのち、本委員会の協議により、査読者を2名決定し、要請する。また、投稿内容によっては、外部に協力を依頼することがある。

(要点)

第3条 研究雑誌の査読の要点を以下に定める。

- (1) 生体機能の発展に寄与するか。
- (2) 新規性、創造性、有用性のいずれかが認められるか。
- (3) 論旨が明瞭であるか。
- (4) 完成度が掲載可能な水準であるか。

(判定種別)

第4条 研究雑誌の査読における判定種別は、A：掲載、B：修正後掲載、C：修正後再査読、D：返送の4段階とする。また、判定の基準の原則を以下の各号に定める。

- (1) A：投稿されたままの状態もしくは軽微な修正のみで掲載可能。
- (2) B：文章の修正や内容の照会が必要ではあるものの変更を加えれば掲載可能。
- (3) C：文章の大幅な修正や構成など大きな訂正が必要と判断されるもの。
- (4) D：修正を加えても掲載に至らないと判断されるもの。

2 査読結果については、必須修正項目、推奨修正項目及びその他の項目の3種類とする。原則として、本条第1項の基準との対応として、必須修正項目がある場合はC、推奨修正項目およびその他の項目のみの場合はB、その他のみの場合はAとする。また、客観的な証拠に欠けていると判断された論文については、再投稿を勧める。

(査読方法)

第5条 研究雑誌の査読について、次の各号の順に進めるものとする。

- (1) 投稿者から論文等の投稿が行われたのち、本委員会の協議による査読者の決定を行う。
- (2) 本委員会から査読者へ査読の依頼を行う。
- (3) 査読者から受け取った査読結果を投稿者へ通知を行う。
- (4) 判定がBもしくはCの場合、投稿者から修正した論文等の提出を受け、第2項及び第3項を再度行う（再査読）。
- (5) 査読もしくは再査読の結果、Aの判定の場合、本委員会から理事会にその結果を報告され、理事会の協議により掲載の採否を決定し、投稿者にその旨の通知を行う。

2 査読については、再査読まで行うこととする。

(査読原則)

第6条 研究雑誌における査読についての原則を、次の各号に定めるものとする。

- (1) 論文の捏造、盗用などの不正行為が明らかになった場合は、理事会の協議を経て、当該論文の返送や掲載取り消しを行う。
- (2) 査読終了後の著者の追加・削除・変更は認めない。
- (3) 掲載決定後は、原則認めない。
- (4) 掲載決定後に、最終原稿を作成する過程で意図的に論文として不適切な文言を追加したことが明らかになった場合には、掲載の決定を取り消す場合がある。

(補則)

第7条 その他研究雑誌の査読について必要な事項は、別途理事会が定めることとする。

2 本規程の改正については、理事会の議決のもと、理事長の承認を得ることとする。

附則

1 本規程は、NPO法人生体機能探査推進機構の成立の日から施行する。

2 本規定は、令和2年10月11日から施行する。

NPO 法人生体機能探査推進機構 研究助成金規程

制定：令和元年5月29日

(名称)

第1条 NPO 法人生体機能探査推進機構（以下、「本法人」という。）の定める助成金事業について、「NPO 法人生体機能探査推進機構研究助成金」（以下、「助成金」という。）と称する。また、略称を「BF0 助成金」とする。

(目的)

第2条 この規程は、生体機能に関する研究事業に対する助成金の適正な運用を図ることを目的とする。

(対象者)

第3条 助成金の対象者は、募集される助成金に対して定められる事項のほか、次を全て満たすものとする。

- (1) 本法人の理事の推薦がある個人または団体。
- (2) 修士以上の学位を有し、1編以上の査読付き論文がある個人。

(期間)

第4条 助成金の研究期間は、原則、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。ただし、募集する助成金ごとに、理事会が定めることができる。

(助成額)

第5条 助成金額は、原則1課題50万円を限度に理事会で協議し、理事長が決定する。

- 2 助成金額は、理事会の協議により変更することができる。
- 3 助成金の対象経費は、研究事業に必要な次の経費とする。
 - (1) 諸謝金（当該研究者に対するものを除く。）
 - (2) 旅費
 - (3) 開発・調査研究費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費等をいう。）

(助成課題)

第6条 助成金の対象となる課題は、ヒトの生体機能及びその関連分野に関するものとする。

(応募方法)

第7条 応募については、次に掲げる書類を本法人が定める期日までに理事会に提出するものとする。

- (1) 助成金交付申請及び使用計画書（様式1号）。
 - (2) 本規程第3条に定める条件を証明するもの。
 - (3) その他、申請にあたって必要と思われるもの。
- 2 応募については、その内容を理事会が適切な方法を用いて周知することとする。

(採択)

第8条 助成金の採択の選考は、理事会の協議を基に理事長が決定する。

- 2 助成金の金額は、個別に前条に従って提出された書類を基に理事会で審議し、理事長が決定する。

(報告)

第9条 助成金の交付を受けたものは、本規程第4条に定めた期間の終了した1カ月後までに助成金使用報告書（様式2号）を理事会に提出しなければならない。

- 2 助成金使用報告書の内容が著しく不相当であると理事会が判断した場合は、助成金の返還を求める場合がある。
- 3 助成金の交付を受けたものは、助成金使用報告書の提出までに、本法人の主催する研究会や研究雑誌等に発表もしくは掲載されなければならない。

(公表)

第10条 本法人は、本規程第9条に定める助成金使用報告書の全部又は、一部を印刷その他の方法により発表することができる。

(交付明記義務)

第11条 助成金の交付を受けたものは、その内容を全部又は一部を刊行し又は、専門誌等に掲載する場合には、当該助成金の交付を受けて行った成果物である旨を明記しなければならない。

- 2 明記の方法は、原則として以下のいずれかを使用すること。
 - (1) 本研究は、NPO 法人生体機能探査推進機構研究助成金を受けたものです。
 - (2) This work was supported by Biofunctional Finding Organization.

(補則)

NPO 法人生体機能探査推進機構 規程

第 12 条 その他助成金について必要な事項は、別途理事会が定めることとする。

2 本規程の改正については、理事会の議決のもと、理事長の承認を得ることとする。

附則

1 本規程は、NPO 法人生体機能探査推進機構の成立の日から施行する。

NPO 法人生体機能探査推進機構 表彰規程

制定：令和元年5月29日

(目的)

第1条 この規程は、表彰を公正かつ円滑に行うとともに、功績をたたえることで、生体機能の探査及び推進を促すことを目的とし、NPO 法人生体機能探査推進機構（以下、「本法人」という。）の授与する表彰等の基準および種類について定める。

(基準)

第2条 この規程は、生体機能における顕著な取り組みや発展等に関わるすべての個人及び団体等に適用する。

- 2 個人及び団体等が次の各号の一つに該当するときは、これを表彰する。
 - (1) 本法人に多大な功労があったとき。
 - (2) 永年にわたりこの法人に多大な貢献をおこなったとき。
 - (3) 生体機能に関する有益な発明・考案、改良、創意工夫、効率化等を行ったとき。
 - (4) 災害および事故を未然に防ぎ、または非常時に多大な功労があったとき。
 - (5) 本法人の主催する研究会等で、特に優れた業績等を示したとき。
 - (6) 本法人の発行する研究雑誌等で、特に優れた業績等を示したとき。
 - (7) 国家的・社会的功績により、当機構の名誉となる行為があったとき。
 - (8) その他前各号に準ずる行為または功績があり表彰すべきであると認められたとき。
- 3 表彰は、表彰の事由が生じたときに随時行う。
- 4 表彰の対象者および表彰方法は、理事が推薦した者について、理事会で審査のうえ、理事長が決定する。

(種類)

第3条 本規程第2条によって行われる表彰方法は、次のとおりとする。

- (1) 賞状授与
 - (2) 賞品授与
 - (3) 賞金授与
 - (4) 称号授与
- 2 前項の表彰は、併せて行うことができる。

(補則)

第4条 その他表彰について必要な事項は、別途理事会が定めることとする。

- 2 本規程の改正については、理事会の議決のもと、理事長の承認を得ることとする。

附則

- 1 本規程は、NPO 法人生体機能探査推進機構の成立の日から施行する。

NPO 法人生体機能探査推進機構 個人情報保護及び取扱規程

制定：令和元年9月3日

(目的)

第1条 この規程は、NPO 法人生体機能探査推進機構（以下、「本法人」という。）が保有する個人情報に関して、適正な取り扱いの確保について必要な事項を定め、個人の権益保護を図り、個人的人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本法人が保有する情報の中で、特定の個人が識別、もしくは識別され得る情報を個人情報とする。

(責務)

第3条 本法人は、個人の権益保護を図るため、個人情報の保護に関し必要な施策を実施する責務を負う。

2 情報を有する個人及び法人等は、個人情報保護の重要性を認識し、情報の適切な管理に努めなければならない。

(収集の制限)

第4条 本法人が、個人情報の収集を実施する際は、その目的を明確にし、当該目的に必要な範囲内において、適法かつ公正な手段により、その情報を収集する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令又は条例に規定に基づくとき。
- (3) 出版や報道等によって公知になっているものから収集することが正当であると認められるとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産保護のため、社会通念上、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 上記以外に、社会通念上、相当の理由があると認められるとき。

2 本法人は、次の各号に示す個人情報を収集しない。ただし、個人情報取扱い事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、また不可欠と認めるときはこの限りではない。

- (1) 思想、信仰、信条等基本的人権に関する個人情報
- (2) 心身に関する個人情報
- (3) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

(情報の利用および情報提供の制限)

第5条 本法人は、個人情報取扱い事務の目的以外に知り得た個人情報を利用しない。また、本法人以外の個人及び団体等に個人情報を提供しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (2) 法令又は条例の規定に基づくとき。
- (3) 出版や報道等によって公知になっているものを利用し、提供することが著しく正当性を欠いていないと認められるとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産保護のため、社会通念上、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 上記以外に、社会通念上、相当の理由があると認められるとき。

(管理及び委託等)

第6条 本法人は、個人情報取扱い事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報の漏洩、滅失の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるように努める。また、保有する目的が喪失した個人情報については速やかに廃棄、または消去する。

2 個人情報取扱い事務を本法人以外のものに委託するときは、個人情報保護のため必要な措置を十全に講じるものとし、本法人の管理監督の下、個人情報の適切な取扱いを講ずるよう細心の注意を払わなければならない。

(責任)

第7条 本法人及び本法人において個人情報を取扱う者は、次の各号に示す管理責任を負う。

- (1) 個人情報の収集にあたっては、その目的を公表・通知するなど明確にしなければならない。
- (2) 目的外利用の場合は、本人の同意を得なければならない。
- (3) 本人の同意なしに、第三者に情報を提供してはならない。
- (4) 個人情報の訂正や削除等が必要な場合は、速やかに訂正や削除等を実施しなければならない。
- (5) 個人情報取扱いに対する苦情、要望については誠実かつ適切に対処しなければならない。

(職員等の守秘義務)

第8条 本法人に所属もしくは所属していた者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

(管理体制)

第9条 本法人の個人情報の統括的な管理者（以下「個人情報統括管理者」という。）は、事務局長とする。

2 個人情報統括管理者は、その業務の補助者として個人情報担当者を指定することができる。

NPO 法人生体機能探査推進機構 規程

- 3 個人情報統括管理者と個人情報担当者は個人情報に関して、次の業務を行うものとする。
 - (1) この規程の定めるところに従い、個人情報が保護されるように必要な保護措置を行う。
 - (2) この規程に基づいて、個人情報の利用、提供または開示等の個人情報の取扱いを行う。
 - (3) 個人情報の取扱いについて、指導及び研修等を行う。
 - (4) その他必要な事項を実施する。
- 4 本法人に所属する者は、個人情報が侵害され、もしくはおそれがある場合、その旨を直ちに個人情報統括管理者に報告しなければならない。報告を受けた個人情報統括管理者は、その事実の調査を行うと共に必要な措置を行う。

(損害賠償)

第10条 本法人は、故意または過失によって個人情報を侵害した、またはさせた者に対して、その行為によって、本法人及びその関係者等が被った損害、または逸した利益を損害賠償することができる。また、本法人は、本法人の過失若しくは管理的過失により利用者に損害、利益損失を与えた場合、損害賠償を行う。

(補則)

- 第11条 この規程にない事項及びこの規程の解釈に疑義が生じた場合は、総括個人情報管理者と個人情報担当者が協議のうえ、総括個人情報管理者がおこなうものとする。
- 2 本規程の改正については、理事会の議決のもと、理事長の承認を得ることとする。

附則

- 1 本規程は、令和元年9月3日から施行する。

NPO 法人生体機能探査推進機構 研究倫理審査委員会規程

制定：令和2年10月11日

(前文)

NPO 法人生体機能探査推進機構(以下、「本法人」という。)は、ヒトの生体機能およびその関連分野の研究・開発を行い、その情報や知識を普及・啓発等を通して、その探査の推進を図り、人々の生活の質の向上及び公共の福祉に寄与することを目的とし、国際的にも貢献することを目指している。

人を対象とした科学研究等においては、対象者の人権に対する配慮が学問的・科学的・社会的利益よりも優先されるべきである。本規程は、医療における人権尊重を提唱したニュルンベルグ綱領やヘルシンキ宣言、個人情報の保護等に基づいている。また、対象者及び研究協力者の安全性が保障され、研究の目的、方法、安全性に関して十分に説明を受け、よく理解した上で自由な意思で研究に協力していることなどは、根幹である。

NPO 法人生体機能探査推進機構研究倫理審査委員会(以下、「本委員会」という。)は、本法人に関連する科学研究等が、これらの基本的要件を満たすものでなければならないとの立場に立ち、研究倫理審査委員会規程を定める。

(目的)

第1条 本法人に関連する科学研究等が、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(文部科学省・厚生労働省)」、「看護研究における倫理指針(日本看護協会)」等を考慮して、倫理的配慮をもって行われるか審査することを目的とする。

(審査の対象)

第2条 本委員会が行う研究倫理審査は、以下の各号のいずれかに該当する、本法人に関連する科学研究等に対して行うものとする。

- (1) 本法人に所属する者が、研究等の実施者に含まれている。
- (2) 本法人に所属する者が直接に教育等を行っている者が、研究等の実施者に含まれている。
- (3) 本法人の知的財産を含む財産等を使用もしくは寄贈等した者及び団体等が、研究等の実施者に含まれている。
- (4) 本法人の主催する会議や雑誌等に投稿する予定である研究等。
- (5) その他、前各号に準ずると本委員会で認められたもの。

(委員会組織)

第3条 本委員会は、理事会内に設置され、副理事長が委員長としてその統括にあたる。

- 2 委員は、理事会が指名し、任期は3年とするが、再任は妨げない。
- 3 委員は、看護・保健・医療分野の専門家2名、他分野の学識経験者1名の計3名とする。
- 4 委員の内、1名以上は、本法人の所属でないものが望ましく、男女両性で構成する。

(審査)

第4条 審査は、「通常審査」と「簡易審査」の2通りとする。

- 2 「通常審査」とは、次項に規定する簡易審査の対象となる研究等以外の審査である。
- 3 「簡易審査」とは、対象者への直接的なリスクが極めて軽微であり、倫理的問題が少ないと考えられる研究等や既に承認された(他の研究倫理審査機関を含む)研究等の計画の軽微な変更などの審査である。

(申請の手順)

第5条 申請者は、申請書および研究計画書等を本委員会に提出する。

- 2 研究計画書もしくはそれに準ずるものには、研究協力者への協力依頼文、研究協力承諾書・同意書、調査書など必要なものを添付すること。

(通常審査)

第6条 通常審査は、「メール審査」と「委員を招集しての審査」の二段階とし、以下の各号の順で実施を行うものとする。

- (1) 各委員はメール審査を行い、委員長へ報告する。
 - (2) 委員長は、メール審査の判定結果を委員に報告する。
 - (3) 原則としての2/3以上の合意が得られない場合には、委員を招集しての審査を行う。
 - (4) 委員を招集しての審査は、過半数の出席をもって成立し、合議を原則とする。
 - (5) 委員長が必要と認める場合は、議決をもって判定を行うことができる。
 - (6) 議決においては、過半数をもって行い、同数の場合には委員長が決定する。
- 2 委員長が必要と認めた場合には、案件ごとに委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
 - 3 提出された申請書および研究計画書等について、委員長と1名以上の委員が適当と判断した場合、「簡易審査」の対象とする。

(簡易審査)

第7条 提出された申請書および研究計画書等について、委員長と1名の委員の協議により審査を行う。

- 2 審査により、簡易審査の対象ではないと判断された場合、通常審査で審査される。

NPO 法人生体機能探査推進機構 規程

3 簡易審査の判定結果については、年度ごとに委員に報告する。

(審査結果)

第8条 委員長は、「承認」、「条件付承認」、「再審査」、「不承認」のいずれかの結果を理事長に報告する。承認の場合は、理事長は承認番号を付与する。

2 理事長は、審査結果について、申請者に申請受付から30日以内に行うものとする。

(条件付承認および再審査の処理)

第9条 条件付承認の場合、結果通知から20日以内に、申請者は修正を行い、本委員会に提出を行う。

2 条件付承認によって提出された申請書および研究計画書等について、委員長と1名の委員の協議により審査を行う。

3 再審査の場合、結果通知から30日以内に、申請者は修正を行い、本委員会に提出を行う。

4 再審査によって提出された申請書および研究計画書等について、委員長と1名の委員の協議により、簡易審査もしくは通常審査で再審査を行うことが決定される。

(異議申し立て)

第10条 異議申し立ては、結果通知(受け取り通知日)から2週間以内とする。申請者は、理事長宛に、具体的な理由を記載した申し立て書(形式自由)と必要書類を送付する。

2 異議申し立ての審議は、理事会に付託する。理事会は、必要に応じて、委員会や異議申し立て者から意見を聴取し、審議結果を理事長に報告する。

3 理事長は、報告をもとに申し立てに対する決定を行い、申請者に通知する。

(経費)

第11条 委員会開催に関して、委員への必要な交通費は実費で支給する。

2 謝礼等の支払いは一切発生しない。

(秘密保持)

第12条 委員および関係者は、委員会を通して知り得た他人の研究に関する事項を他に漏らしてはならない。委員を退任した後も同様とする。

2 委員および関係者は、委員会を通して知り得た他人の研究に関する事項を自らの研究に利用してはならない。

(規程の改定)

第13条 本規程の改正については、理事会の議決のもと、理事長の承認を得ることとする。

附則

1 この規程は、令和2年10月11日から施行する。

NPO 法人生体機能探査推進機構 公認技能検定規程

制定：令和2年10月11日

改定：令和8年4月1日

(名称)

第1条 NPO 法人生体機能探査推進機構（以下、「本法人」という。）の定めるヒトの生体機能およびその関連分野の普及・啓発事業の一環として行われる公認技能検定事業について、「NPO 法人生体機能探査推進機構公認技能検定」（以下、「検定」という。）と称し、略称を「検定」とする。

(目的)

第2条 検定は、ヒトの生体機能およびその関連分野における国際的な知識及び技能の評価が適正になされることにより、当該分野における能力の開発及び向上を促進し、もって人々の生活の質の向上及び公共の福祉に寄与し、国際的にも貢献することを目的とする。

(組織)

第3条 検定の実施にあたって、事務局長が統括を行い（以下、「検定統括者」という。）、その組織は事務局に属するものとする。

2 事務局長は検定の事業を運営するにあたり、その業務の補助者を指定することができる。

(検定の運用基準)

第4条 検定の運用基準は、次のとおりとする。

- (1) ヒトの生体機能およびその関連分野における国際的な知識及び技能の評価が適正になされるものであること。
- (2) 検定は、原則として、学科試験及び実技試験のいずれかもしくは両方で行われること。また、ヒトの生体機能およびその関連分野の普及・啓発事業の一環であることから、社会的活動も考慮する。
- (3) 本規程に基づく検定が、原則年1回以上行われること。
- (4) 実施にあたり、適切かつ適切な職員の確保が行われ、必要な施設及び設備等が確保されること。
- (5) 検定の合格者に付す称号が適切なものであること。
- (6) その他、本法人の目的に適合するものであること。

(検定の概要)

第5条 本法人が実施する検定について、その種類や基準等については、別に定めるとおりとする。

- 2 検定の合格基準及び合格において付す称号については、別に定めるとおりとする。
- 3 検定の実施後、原則として30日以内にその結果を受験者に報告を行う。
- 4 受験者及びその結果について、名簿を作成し、適切に保管を行うこと。

(報告)

第6条 事務局長は、検定の実施した結果を年に1回以上、理事会において報告を行う。

(規程の改定)

第7条 本規程の改正については、理事会の議決のもと、理事長の承認を得ることとする。

附則

- 1 この規程は、令和2年10月11日から施行する。
- 2 この規程は、令和8年4月1日から施行する。